

政務活動費運用基準（素案）

平成 27 年 9 月 17 日

政務活動費運用基準（素案）目次

第1	政務活動費の概要	1
第2	政務活動費に関する基本的事項	2
第3	政務活動費の使途基準(案)	4
第4	政務活動費の項目別の使途基準(案)	5

## 第1 政務活動費の概要

### 1 政務活動費

政務活動費は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第14項、第15項及び第16項の規定に基づき、議員の調査研究その他の活動（以下「政務活動」という。）に資するため必要な経費の一部として、交付されるものである。

### 2 根拠法令

政務活動費の交付に当たって、次の法律、条例及び規則が根拠となる。

地方自治法（第100条第14項、第15項及び第16項）

#### 第100条

14 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は条例で定めなければならない。

15 前項の政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。

16 議長は、第14項の政務活動費については、その使途の透明性の確保に努めるものとする。

### 3 制度の目的及び法的位置づけ

地方分権一括法等の施行に伴い、地方公共団体の自己決定権、自己責任が拡大しており、議会の果たす役割がますます重要となってきている。このような中、議会の活性化を図り、議会の審議能力を高めるためには、議員の調査活動基盤の強化を図る必要があるという観点から、政務調査費交付制度が創設され、その後、平成24年9月の地方自治法の改正により、政務調査費から政務活動費へ名称が改められ、その交付目的も「議員の調査研究に資するため」から「議員の調査研究その他の活動に資するため」に改められるなどの改正が行われた。

また、政務活動費の法的性格は、地方自治法第232条の2の規定に基づく「補助金」であるので、目的外使用や残金が生じた場合は返還しなければならない。

なお、政務活動の性格から政務活動中の事故は地方公務員災害補償法に基づく公務災害の対象とはならず、議会事務局職員がその職務を超えて視察研修等に随行すること等は認められない。

## 第2 政務活動費に関する基本的事項

### 1 交付対象

政務活動費の交付対象は四国中央市議会議員を対象として交付する。

### 2 交付額

政務活動費は、当該年度分の最初に交付されることとなった月から3月分までを一括で交付される。

政務活動費の交付額は、議員1人当たり月額20,000円とする。

### 3 政務活動費の支出に当たっての原則

政務活動費の支出に当たっては、次の点に留意し、交付を受けた議員の責任において適切に取り扱うものとする。

- (1) 政務活動の目的が本市の市政と関連性があること。
- (2) 政務活動に要した金額や内容等の妥当性があること。
- (3) 適正な手続きがなされていること。
- (4) 支出についての説明責任を明確にすること。

### 4 実費弁償の原則

政務活動は、議員の自発的な意思に基づき行われるものであるため、社会通念上妥当と判断される範囲を前提として、その活動に要した経費の実費に充当することを原則とする。

議会の議員の活動は、政務活動以外にも、議会活動、政党活動、選挙活動、後援会活動等と多岐にわたっているが、経費の按分は原則として認めないこととする。

### 5 政務活動費を充てることができる活動

- (1) 政務活動とは…交付対象議員が行う調査研修、研修、広報・広聴、住民相談、要請陳情、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動

○議員が市政の課題、議会で審議する案検討について行う調査研究のための活動

○議員が市民、政治家、行政関係者、民間の団体等との意見交換その他の情報収集を行うための活動

○議員が政策や方針を立案及び発信するため、政策や方針について意見交換や意見調整等を行う会議

○議員が市民等に対して行う広報・広聴活動

○上記のほか、議長が必要と認める活動

- 6 政務活動費を充てることができない活動（政党活動、選挙活動、後援会活動など）
- (1) 政党活動とは…党費、党大会参加費及び党大会賛助金等に要する経費。また、政党の広報紙やパンフレット、ビラ等の印刷及び発送等に要する経費。政党活動用事務所の設置及び管理に要する経費
- (2) 選挙活動とは…選挙運動、選挙活動用の資料（広報紙やパンフレット、ビラ等）の印刷及び発送等に要する経費。また、国政選挙等における支援活動に要する経費（各種団体等への支援依頼活動等）。選挙活動用事務所の設置及び管理に要する経費
- (3) 後援会活動とは…後援会活動用の資料（広報紙やパンフレット、ビラ等）の印刷及び発送に要する経費。また、後援会主催の「市政報告会」等の開催に要する経費。後援会事務所の設置及び管理に要する経費
- (4) 私人としての活動等
- 市等の主催行事や説明会、懇談会等への出席経費や監査委員、農業委員等、市の附属機関等の委員として会議等への出席に要する経費
  - 慶弔、見舞い等の交際費的な経費（香典や祝金、寸志等の経費）。また、年賀状の購入・印刷や名刺印刷等に要する経費
  - 議員個人の資産形成につながる経費（事務所や駐車場等の購入経費や修繕費）。また、自動車の購入及び修理に要する経費
  - 私的な活動に関する経費（旅行や観光、親睦会等の飲食を目的とした会合、レクリエーション等の参加に要する経費）
  - 個人の資質の向上を目指すために参加する講座等の受講に要する経費
- (5) その他支出が不適切な経費
- 挨拶、会食、テープカットだけの出席に要する経費（各種団体の総会や出初式、祝賀会、起工式、竣工式等）
  - 活動総体が調査研究活動に寄与しない団体に対する年会費等の会費
  - 事務所の礼金、敷金、火災保険料等
  - 調査研究活動に直接必要としない事務品等の購入代金等
  - 社会福祉、慈善、災害救助等の寄附に要する経費
  - 社会通念上妥当な範囲を超える経費

第3 政務活動費の使途基準（案）

項 目	内 容
調査研究費	調査研究に要する宿泊費等の経費並びに調査研究に要する経費
要請陳情活動費	要請陳情活動に要する交通費等の経費
広報広聴活動費	議会活動、市政に関する政策、調査研究、要請陳情活動等を市民に周知する広報活動並びに市民からの要望、意見等を聴取するための広聴活動に要する経費
研修費	調査研究、要請陳情活動及び広報広聴活動に資する会議、研修会、意見交換会等の実施及び参加に要する経費
資料購入費	政務活動のために必要な資料（書籍、新聞、雑誌等）の購入及び購読に要する経費

#### 第4 政務活動費の項目別の使途基準（案）

調査研究費	調査研究に要する宿泊費等の経費並びに調査研究に要する経費
主な支出項目	交通費（鉄道運賃、航空運賃、バス運賃等）、レンタカー利用料金、バス等借上料、宿泊費、資料作成費

##### 1 留意事項

###### (1) 旅費等

- ①鉄道運賃、航空運賃等の算定基準は四国中央市職員等の旅費及び費用弁償に関する条例に準じる。
  - ②日当は認めない。
  - ③宿泊料は条例で定める額を上限とし、実費とする。飲食代は含めない。
  - ④市内用務に伴う車賃等は認めない。
  - ⑤燃料代の支出は認めない。
  - ⑥通行料金  
E T Cカードの使用を認める。ただし、実績報告に領収書の添付が間に合わない場合は、E T Cカードの使用は認めない。
  - ⑦レンタカー利用料、バス等借上料、駐車場代は実費とする。
  - ⑧タクシーはその理由に合理的な説明ができる場合のみ認める。
  - ⑨自家用車の借上料は認めない。
- (2) 出席者負担金や会費は、懇親会費と明確に区分できるものに限り認める。
  - (3) 資料作成費に係る印刷代は、その使用に係る領収書がとれる場合に限るものとする。
  - (4) 視察先への土産代は、社会通念上妥当と認める範囲とする。

##### 2 収支報告時に添付すべき書類（領収書以外）

- (1) 視察研修に当たっては、視察報告、行程表等具体的に内容の分かるもの。
- (2) 出席者負担金、会費については、その内容の分かるもの。

##### 3 支出することができない経費の事例

- (1) 政治活動に当たる「政治団体が主催する視察」等の参加に要する経費
- (2) 自己の都合により執行されない旅費等のキャンセル料（他の公務、親族の葬祭、本人の病気やけが等による場合を除く。）
- (3) 政党のパーティーへの参加に要する経費
- (4) 飲食を主たる目的とする会合への出席に要する経費
- (5) 会派主催の研究会での飲食代

- (6) 懇親会、親睦会、レクリエーションに要する経費
- (7) 各種団体等に対する寄附、協賛金、賛助金、協力費等の経費
- (8) 個人の立場で加入している団体等に対する会費（町内会費、P T A会費、商工会費、老人クラブ会費等）
- (9) 議会内等における会費
- (10) 宗教団体の会費



要請陳情活動費	要請陳情活動に要する交通費等の経費
主な支出項目	交通費（鉄道運賃、航空運賃、バス運賃等）、レンタカー利用料金、バス等借上料、駐車場料金、宿泊費、資料作成費

## 1 留意事項

(1) 国、県等に対する要請・陳情活動を行った場合は、日時、場所、要請・陳情先及び件名と参加議員の名簿等を報告書に記載し、要請・陳情書等を添付して保存するものとする。

### (2) 旅費等

①鉄道運賃、航空運賃等の算定基準は四国中央市職員等の旅費及び費用弁償に関する条例に準じる。

②日当は認めない。

③宿泊料は条例で定める額を上限とし、実費とする。飲食代は含めない。

④市内用務に伴う車賃等は認めない。

⑤燃料代の支出は認めない。

#### ⑥通行料金

E T Cカードの使用を認める。ただし、実績報告に領収書の添付が間に合わない場合は、E T Cカードの使用は認めない。

⑦レンタカー利用料、バス等借上料、駐車場代は実費とする。

⑧タクシーはその理由に合理的な説明ができる場合のみ認める。

⑨自家用車の借上料は認めない。

(3) 資料作成費に係る印刷代は、その使用に係る領収書がとれる場合に限るものとする。

## 2 収支報告時に添付すべき書類（領収書以外）

(1) 実績報告書、同席者の名簿、要請・陳情書の写し等

## 3 支出することができない経費の事例

(1) 市への要請・陳情等、市内における活動経費

広報広聴活動費	議会活動、市政に関する政策、調査研究、要請陳情活動等を市民に周知する広報活動並びに市民からの要望、意見等を聴取するための広聴活動に要する経費
主な支出項目	広報紙の印刷費等、ホームページ作成・維持管理費、送料、配付手数料、写真現像代、会場使用料、機材借上料、駐車場代金

※広報活動に係る経費については、議員個人の活動に係る経費の充当は認めない。これは政務活動及びその他の活動（政党、選挙、後援会、私人活動）と明確に区分することが難しく、疑義を生じるおそれがあるため。よって、広報活動に係る経費の充当は、会派による活動に限定する。

## 1 留意事項

### (1) 広報活動に係るものについて

- ①広報紙、報告書、ホームページ等は、会派で保存するものとする。
- ②報告会等の開催の場合は、会の名称、開催日、会場、参加議員名、総参加人数を実施報告書に記載し、配布資料等を添付して会派で保存するものとする。
- ③広報紙等の作成に際し、印刷代等はその使用に係る領収書がとれる場合に限るものとする。
- ④送料については、郵送料のみを認める。

### (2) 広聴活動に係るものについて

- ①意見交換会、市民相談会等を開催した場合は、名称、開催日、会場、参加議員名、総参加人数を実施報告書に記載し、配布資料等を添付して保存するものとする。
- ②会議等の開催において謝礼を支出することは認めない。
- ③印刷代等はその使用に係る領収書がとれる場合に限るものとする。
- ④送料については、郵送料のみを認める。

## 2 収支報告時に添付すべき書類（領収書以外）

- (1) 実施報告書、会場費、開催した報告会・会議の実施要領、案内文書等
- (2) 作成した広報紙、ホームページ画面等

## 3 支出することができない経費の事例

- (1) 所属政党の宣伝活動に要する機関紙発行及びホームページ作成に要する経費
- (2) 政務活動以外の広報紙等の作成に要する経費
- (3) 日常的な市民相談業務に係る経費

研修費	調査研究、要請陳情活動及び広報広聴活動に資する会議、研修会、意見交換会等の実施及び参加に要する経費
主な支出項目	会場使用料、機材借上料、講師謝礼金、資料作成費、研修会・講演会・意見交換会参加費（入場料、受講料、テキスト代、交通費等）

## 1 留意事項

### (1) 旅費等

①鉄道運賃、航空運賃等の算定基準は四国中央市職員等の旅費及び費用弁償に関する条例に準じる。

②日当は認めない。

③宿泊料は条例で定める額を上限とし、実費とする。飲食代は含めない。

④市内用務に伴う車賃等は認めない。

⑤燃料代の支出は認めない。

⑥通行料金

E T Cカードの使用を認める。ただし、実績報告に領収書の添付が間に合わない場合は、E T Cカードの使用は認めない。

⑦レンタカー利用料、バス等借上料、駐車場代は実費とする。

⑧タクシーはその理由に合理的な説明ができる場合のみ認める。

⑨自家用車の借上料は認めない。

(2) 会派等における研修会等は市内で開催するものとする。

### (3) 講師に係る経費

①鉄道運賃、航空運賃、宿泊費等は実費とする。

②日当の支出は認めない。

③食事代は社会通念上妥当と認める範囲とする。

④講師謝礼金は、算定根拠を報告書に明記すること。

(4) 政党、政治団体、労働組合等主催の集会、講演会、研修会の参加に要する経費の支出は認めない。ただし、その内容が、政治、政党、選挙活動に当たらず、かつ、市政に関する研修に該当すると認められる場合は経費の支出を認め、この場合も実施（参加）報告書を作成するものとする。

(5) 資料作成費に係る印刷代は、その使用に係る領収書がとれる場合に限るものとする。

## 2 収支報告時に添付すべき書類（領収書以外）

(1) 実績報告書、会場費、講師謝礼金、講師旅費内訳等、開催した研修会等の実施要領、案内文書等

(2) 出席者負担金又は会費、参加した研修会の案内文書等

### 3 支出することができない経費の事例

- (1) 政治、政党、選挙活動に当たる「政党、政治団体、労働組合等が主催する集会、講演会、研修会」等の参加に要する経費
- (2) 自己の都合により執行されない旅費等のキャンセル料（他の公務、親族の葬祭、本人の病気やけが等による場合を除く。）
- (3) 会派又は議員が主催の研修会での議員の飲食代
- (4) 市政に関する調査研究に直接関係のない講座等の受講料、資料代（パソコン教室、英会話教室等）

資料購入費	政務活動のために必要な資料（書籍、新聞、雑誌等）の購入及び購読に要する経費
主な支出項目	書籍等購入費、新聞・雑誌購読料等、法規類の追録等

### 1 留意事項

- (1) 領収書をとれる場合に限り支出を認めるが、領収書には購入した資料の内容（出版社及び書籍名等）を記載する。
- (2) 購入できる資料は、調査研究に関するものについてのみ認める。
- (3) 自宅で購読している新聞等の購読料は認めない。
- (4) 支出が認められる資料等の購読部数は必要最低限とする。
- (5) 政党の発行する出版物は、調査研究のために必要がある場合に限り、必要最低限の部数の購入を認める。

### 2 収支報告時に添付すべき書類（領収書以外）

- (1) 書籍等購入記録票を作成し、保存する。

### 3 支出することができない経費の事例

- (1) スポーツ新聞の購読料
- (2) 市政に関する調査研究に直接関係のない自己啓発目的の書籍や、週刊誌等の購入費
- (3) 政党等を経済的に支援する目的での大量購入費用